

ID: 129

担当部署: 町民環境課

処分の概要	管理料の徴収		
例規名 根拠条項	柴田町営墓地条例 第12条第1項		
例規番号	昭和55年条例第13号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第12条の規定による。 (管理料)</p> <p>第12条 使用者は、墓地内の緑地、苑路等の管理清掃に要する経費として、年1,200円の管理料を納入しなければならない。</p> <p>2 年度の中途より使用許可を受けた者については、許可を受けた日の属する月を含めた月割額とする。</p> <p>3 町長は、災害その他相当の事由により必要があると認めるときは、管理料を減免することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日